

令和5年度新型コロナウイルス感染症後方支援事業補助金の概要

1 目的

新型コロナウイルス感染症に係る重点医療機関等の病床の確保及び負担軽減を図るため、後方支援医療機関（新型コロナウイルス感染症から回復したものの、引き続き入院管理が必要な患者等の転院を受け入れる医療機関）に対して協力金を交付し、転院の受け入れを促進する。

2 補助事業の内容

(1) 退院基準を満たした日以降に転院を受け入れた場合

補助事業	補助金額
受入医療機関に入院する新型コロナウイルス感染症患者が新型コロナウイルス感染症から回復したものの、引き続き入院が必要な場合における転院の受け入れ	入院患者1人当たり 300 千円

(2) 退院基準を満たす前に転院を受け入れた場合

補助事業	補助金額
受入医療機関に入院する新型コロナウイルス感染症患者のうち、新型コロナウイルス感染症としての重症化の恐れがなくなったもの（医師に入院治療のない軽症であると判断された場合等）の、引き続き入院が必要な場合における転院の受け入れ	入院患者1人当たり 500 千円
	入院を受け入れるために休止とした病床（入院を受け入れた日を起算として退院基準を満たした日の前日までの日数に限る。） ・重症患者又は中等症患者を受け入れ、酸素投与及び呼吸モニタリングなどが可能な病床を確保する場合 1床当たり 41 千円／日 ・上記以外の場合 1床当たり 16 千円／日

4 対象事業

令和5年4月1日から令和5年5月7日までに行われた事業